

歩行者利便増進道路における道路占用許可に係る運用基準

◆申請要件について

- 申請主体は、沿道店舗等を運営する事業者又はその他事業者により、組織された団体であること。
- 申請内容が地域の賑わい、歩行者の利便に資するものであり、トラブル等を避けるためにも、周辺（商店街振興組合、沿道店舗、背後地等）の同意を得ていること。
- 申請者は、団体であって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ①手続きの履行、占用料納付の能力を有しないと認められる。
 - ②団体が道路法に定める監督処分に対する是正をしていない、又は納付すべき占用料等を納付していない。
 - ③団体の構成員が暴力団又は暴力団員である。
 - ④暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の運営に協力し、もしくは関与している。
 - ⑤暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している。
 - ⑥団体への占用が公序良俗に反し、社会通念上、不適當であると認められる。

◆占用範囲について

- 道路法第33条第2項第4号に規定する「歩行者利便増進誘導区域」として、指定した場所のうち、道路管理者の道路占用許可及び所轄警察署の道路使用許可を受けた範囲内とする。なお、上記における許可範囲を超えて物件等を置いた場合は、道路法違反（不法占用）となります。
- 占用範囲は市と立会のうえ、申請者側において白色のテープで明示し、剥がれがあった場合は、速やかに補修するなど、日々点検を行うものとする。

◆占用物件について

- 道路法施行令第16条の3各号に掲げる物件で、地域の賑わい、歩行者の利便に資するもので、以下の要件を満たすこと。
 - ①公序良俗に反するまたは清浄な風俗環境を害するおそれがある表現がないもの。
 - ②路上利用にあたっては、道路の構造に支障を及ぼさず、かつ、設置する物件は移動可能なもの。
 - ③信号機、道路標識等の効用を妨げ、または車両の走行に危険、もしくは妨害を生じさせないもの。

◆占用期間について

- 「ほこみち」に係る占用の期間については、個別（通常）占用の扱いとなるため、許可日から最長5年の間で設定するものとする。

◆占用料について

- ・「ほこみち」における道路占用料は、小樽市道路占用条例に基づき算定し、道路の維持管理（清掃等）に協力することを条件に1/10に減免する。
（参考：サンモール一番街における過去占用実績 1,000 円/㎡・年→100 円/㎡・年）
- ・一度、納付された占用料は返還しない。

◆占用申請手続きについて（提出書類、関係機関との協議）

- ・申請者は、次の書類を提出すること。
 - ①道路占用許可申請書
 - ②歩行者利便増進に係る企画書
 - ③位置図
 - ④平面図
 - ⑤占用物件の詳細（物件リスト、構造図、写真等）
 - ⑥緊急時の連絡体制
 - ⑦承諾書（商店街振興組合、沿道店舗、背後地等）
- ・その他 関係機関との協議について
 - ①道路の使用：小樽警察署と協議し、指示に従うこと。
 - ②食品の提供：小樽市保健所生活衛生課と協議し、指示に従うこと。
 - ③火気の使用：小樽市消防署消防課と協議し、指示に従うこと。
 - ④広告看板等：小樽市建設部まちづくり推進室と協議し、指示に従うこと。

◆遵守事項について

- ・実施する営業活動は、原則として事業者が店舗内で現に行っているものと同一の業種及び営業時間の範囲内とすること。
- ・道路上に設置した物件が簡単に転倒したり、移動したりしないよう、安全に配慮すること。
- ・歩行空間に来店客が立ち止まることを前提とした運営形態にならないよう、配慮すること。また、運営内容及び運営場所等について、来店客へ周知するとともに、これを遵守させるようすること。
- ・飲食物を提供する場合は、衛生管理に十分注意を払い、提供すること。
- ・物品販売を行う場合は、公序良俗に反するものは販売しないこと。
- ・営業時間終了後（路上利用終了後）は、道路上に設置した物件を必ず片付け、占用場所及びその前面の歩行空間の清掃を行い、原状回復すること。
- ・事業の実施に伴い、事故が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。
- ・営業時間中は、道路占用の許可及び道路使用の許可を受けた証を掲示すること。
- ・道路占用の許可及び道路使用の許可を受けた内容に変更がある場合は、事前に変更等に係る所定の手続きを行うこと。
- ・占用区域において、イベントを実施する際は、別途申請すること。

◆許可の取り消しについて

- ・道路法、その他関係法令、本基準に違反した場合は、道路占用許可を取り消すものとする。